

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国



証拠説明書（5）

令和8年1月26日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

浅海俊介 代
 伊藤達也 代
 齋藤大 代
 佐藤良訓 代
 外山詳子 代
 佐藤亘 代
 谷岡朋貴 代
 山田慎悟 代
 加藤政樹 代
 加藤俊介 代
 小林茉由 代
 鈴木祥吾 代

高橋 聡  代
山岡 雄一  代

略語は、準備書面の例による。

号証	標目 (作成者)		作成 年月日	立証趣旨
乙19	厚生労働省ホームページの「調査票情報の提供に関する利用申出手引」と題するPDFファイル出力物 (URL https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/01016400.pdf) (被告指定代理人)	原本	R8.1.15	原告が指摘する行政文書開示請求について、「2015年人事院勧告において、地域手当を検討するために算出した「賃金指数」の算出に用いたデータ及び算出過程」の資料は、申請した利用期間の満了により廃棄したことから不開示としたところ(甲第11号証)、これは、資料提供元である厚生労働省が作成した手引に基づく適正な取扱いであること(22ページ)